関東・全国・国際大会等選手派遣に伴う賞賜金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、スポーツ振興の一環として競技力向上を推進するため、 関東・全国・国際大会等に出場する団体、または個人に対して賞賜金 を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(交付金額)

第2条 出場者1人あたりの交付金額は、次のとおりとする。また、国内大会 については個人・団体に金額の別を設ける。

(1) 国際大会

大 会	金額
オリンピック・パラリンピック	100,000円
世界大会(世界選手権大会等)	50,000円
その他国際大会 (アジア大会, ジュニアオリンピック大会等)	20,000円

(2) 全国・関東大会()は団体

大 会	金額
全 国 大 会	20,000円(10,000円)
関東大会	10,000円(5,000円)

- ※ 東日本大会, 関東甲信越大会, 北関東大会等は関東大会の金額とする。
 - 2 上記以外で町長が認めるときは、その限りではない。

(交付対象)

- 第3条 この要項により賞賜金の交付対象となる全国・関東大会は、下記大会とする
 - (1) 国民体育大会
 - (2) 全国高校総合体育大会
 - (3) 統括競技団体主催大会
 - (4) その他、町長が特に必要があると認めたもの。
 - 2 この要項により賞賜金の交付を受けられる者は、町内居住者、通学者及び町長が認めた者とし、次の各号に掲げる範囲とする。
 - (1) 団体で出場する場合は、選手(交代要員を含む)の他、出場する大会の要項に定められた監督、コーチ、マネージャー等も対象とする。但し、国際大会は10人、関東・全国大会は15人を限度とする。

- (2) 全国大会については、関東地区予選、または茨城県予選を経て出場する場合とする。
- (3) 関東大会については、茨城県予選、または茨城県を分割した ブロック地区予選等を経て出場する場合とする。
- (4) 北関東大会等の近隣都県のみの大会については、3つ以上の 都県を対象とし、関東大会同様の予選を経て出場する場合と する。
- (5) 日本国,茨城県等の選抜チームに対象者が含まれている場合は、予選がない場合でも、個人に対して交付する。
- (6) 高校生以上に適用するものとする。
- 3 次の一に該当する場合は対象外とする。
 - (1) 一般企業が主催する大会に出場する場合。
 - (2) 実業団として出場する場合。
 - (3) 町から補助金等の交付を受けている団体の場合。
 - (4) その他町長が、特に不適当と認めた場合。

(交付申請)

- 第4条 賞賜金の交付対象となる大会に出場決定した団体,または個人は,別 紙様式(様式第1号)に基づき関係書類を添えて申請する。
 - 2 賞賜金を申請できる回数は、一つの大会につき一回のみとする。

付則 この要項は、平成17年 9月 1日から施行する。 付則 この要項は、令和 4年 6月20日から施行する。